

年金積立金管理運用独立行政法人 評価項目一覧

事項	中期目標 該当項目	評価項目	令和 7年度 (自己評 価)	令和 7年度 (主務大臣 評価(案))	項目 別 調書 No.	重要度	困難度	重点 化 項目	重点化理由
国民に対して提供 するサービスその 他の業務の質の向 上に関する事項	年金積立金の管理及び運用業務		A	S	1	—	—	—	
	第3・1	年金積立金の管理及び運用の基本的 な方針	A	A	1-1	—	—	—	
	第3・3	基本的な運用手法及び運用目標	A	A	1-2	○	—	○	法人が行う年金積立金の管理及び運用において、目標となる運用利回りを確保するよう、長期的な観点からの資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと、また、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保することは、年金事業の運営の安定及び年金積立金の効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要であるため。
	第3・4	運用の多様化・高度化	A	S	1-3	—	—	—	
	第3・5	運用受託機関等の選定、評価及び管理	A	S	1-4	○	—	○	法人が行う年金積立金の管理及び運用において、運用受託機関等の選定、評価及び管理は、年金積立金の効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要であるため。
	第3・6	リスク管理	S	S	1-5	○	—	○	法人が行う年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要であるため。
	第3・7	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資	A	A	1-6	—	—	—	
	第3・8	法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等	A	A	1-7	—	—	—	
	第3・9	業務のデジタル化の推進等	S	S	1-8	—	—	—	
	第3・10	情報発信・広報及び透明性の確保	A	A	1-9	○	—	○	法人が行う情報発信・広報並びに年金積立金の管理及び運用の透明性を高めることは、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要であるため。
業務運営の効率化に関する事項	第4	効率的な業務運営体制の確立	A	A	2-1	—	—	—	
財務内容の改善に関する事項	第5	財務内容の改善に関する事項	B	B	3-1	—	—	—	
その他業務運営に関する重要事項	第3・2、第6	その他業務運営に関する重要事項	B	B	4-1	—	—	—	
総合評定	—	—	—	A	—	—	—	—	